

庄内川水系ダム管理連絡調整協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「庄内川水系ダム管理連絡調整協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、近年の水害の激甚化等を踏まえ、ダムによる洪水調節機能の早期の強化に向け、関係行政機関等の緊密な連携の下、総合的な検討を行い、既存ダムの洪水調節機能強化について目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の組織)

第3条 協議会は、河川管理者と全てのダム管理者及びダム関係者のうち、別表－1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会には会長を置くものとし、会長は中部地方整備局庄内川河川事務所長をもってこれに充てる。
- 3 会長は、協議会を代表して会務を総括し、必要と認めるときは協議会を招集するものとする。
- 4 委員は、協議会に出席出来ない場合には代理の者を出席させることが出来るものとする。
- 5 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員からの推薦を受けて選定した委員以外の者の意見を求めるため、当該委員以外の者の出席を要請することが出来る。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会において実施する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 1) 「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日）に基づく治水協定（以下「治水協定」という。）の締結に向けた協議。
 - 2) 円滑な取り組みを実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項に関する情報共有。
 - 3) 治水協定に記載した取り組みの進捗状況のフォローアップ。
 - 4) その他協議会で必要と認めた事項。
- 2 協議会の取り組みは、大規模氾濫減災協議会と連携して進めるものとする。

(幹事会)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に実務担当者による幹事会を置き、協議会の運営に必要な情報交換・各種調整を行う。

- 2 幹事会は、別表－2に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会には幹事長を置くものとし、幹事長は中部地方整備局庄内川河川事務所副所長をもってこれに充てる。
- 4 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、議事運営を行う。
- 5 幹事は、幹事会に出席出来ない場合には代理の者を出席させることが出来るものとする。

6 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて幹事からの推薦を受けて選定した幹事以外の者からの意見を求めるため、当該幹事以外の者の出席を要請することが出来る。

(事務局)

第6条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、中部地方整備局庄内川河川事務所小里川ダム管理支所が務める。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、協議内容によっては、予め委員の意見を聴いた上で、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については、個人情報等公表が適切でない資料等で協議会において非公表とされたものを除き、速やかに公表するものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会に諮って定めるものとする。

附則

(施行期日)

第1条 本規約は、令和2年3月26日から施行する。

(委員又は幹事の変更)

第2条 本規約第3条第1項に規定する委員及び第5条第2項に規定する幹事については、当該委員又は幹事の所属する機関の判断により変更することが出来るものとする。

2 前項の変更を行った機関は速やかに変更内容を事務局に連絡するものとし、連絡を受けた事務局はその内容を速やかに他の機関に周知するものとする。

別表－1

庄内川水系ダム管理連絡調整協議会

組織名	委員
国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所	事務所長
岐阜県河川課	課長
土岐川防災ダム一部事務組合【農地防災ダム】	農林課長
中部電力株式会社	業務課長

別表－2

庄内川水系ダム管理連絡調整協議会 幹事会

組織名	幹事
国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所	副所長
岐阜県河川課	技術管理監
国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所 小里川ダム管理支所	支所長
土岐川防災ダム一部事務組合【農地防災ダム】	農林課農地森林整備係長
中部電力株式会社	専門課長

別紙

庄内川水系ダム管理連絡調整協議会 オブザーバー

組織名
農林水産省東海農政局
気象庁名古屋地方气象台
岐阜県農政部